

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>令和3年9月30日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>令和6年9月30日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。